

WEEKLY REPORT 郡上八幡ロータリークラン



国際ロータリー第 2630 地区 東海北陸道グループ

例会日: 毎週木曜日 12 時 30 分

例会場:岐阜県郡上市八幡町小野 67(八幡建設 2 F)

TEL (0575) 67—0314 FAX (0575) 67—0005

E-mail:rc-8man@abeam.ocn.ne.jp URL:http://gujohachiman-rc.com/

2022 年度国際ロータリー会長:ジェニファー・ジョーンズ(ウインザー・ローズランドロータリークラプ・カナダ)

2022 年度国際ロータリーテーマ:IMAZINE ROTARY(想像してください。私たちがベストを尽くせる世界を)

<本日のプログラム>

第2807回 令和5年2月16日 第3木曜日 会員卓話 西村 肇会員 田中義久会員

く次回の予定>

会報担当者

会 長

副会長

事

公共イメージ : 西川 昇

幹

第2809回 令和5年3月2日 第1木曜日 会員卓話 平岩憲政会員 大川達也会員

: 水上成樹

:平岩憲政

: 大川達也

: 野田三津雄

<前回の記録>

第2806回 令和5年2月9日 木曜日 外来卓話

郡上市消防本部警防指令課 河合 晃様

司 会 進 行 國田大雄 SAA 点

鐘 水上成樹会長

ソ ン グ それでこそロータリー

来 客 紹 介 野田三津雄幹事

郡上市消防本部警防指令課 河合 晃様

出席報告 長尾信幸出席担当責任者

| 会員数 | 出席 | 補正 | 出席合計 | 出席率 |
|------|-----|----|------|-------|
| 34 名 | 32名 | 1名 | 33名 | 97.0% |

ニコBOX 可児一彦ニコ BOX 担当責任者

- ・河合晃様、ようこそ。卓話宜しくお願いします。 水上成樹
- ・郡上市消防本部警防指令課 河合晃様、本日は宜 しくお願いします。 野田三津雄
- ・郡上市消防本部警防指令課 河合晃様、卓話宜し くお願いします。 河合 修
- ・郡上市消防本部警防指令課 河合晃様、ようこそ お越しくださいました。卓話宜しくお願いします。

遠藤一史・平岩憲政・広瀬泰輔・岩尾 誠

可児一彦・河合和也・國田大雄・前田伊三夫

松本英樹・三原慎也・森下 光・村井裕孝

村十時男・長尾信幸・永瀬和郎・西川 昇

西村 肇・信田清久・小笠原正道・大川達也

酒井智義・坂本 仁・竹内巧治・和田英人

渡邉 剛・山川直保・山下友幸

幹事報告 野田三津雄幹事

- ・ガバナー事務所より「5月20日ロータリー囲碁 大会」案内状
- ・ガバナー事務所より「メルボルン国際大会」ご 案内と登録のお願い
- ・美濃、関中央 各RCより例会変更のお知らせ

委員会報告

岩尾 誠情報担当責任者

・今月の IDM のお知らせ

山下友幸親睦委員長

・新会員歓迎会について

会 長 の 時 間 水上成樹会長



皆さん、こんにちは。河合様、今 日は宜しくお願い致します。今日は ドローンのお話ということで、楽し みにしております。

まずは、新会員の推薦ということで、1名女性 の方の推薦状提出がありました。ご意見のある方 は、1週間以内に申し出て下さい。

先日、伊勢崎中央 RC の次期幹事、高橋さんから 連絡があり、今年の8月くらいにこちらへ来たい ということでした。伊勢崎中央 RC50 周年記念とし て友好クラブ締結のお話をしたいそうです。伊勢 崎中央さんの50周年は再来年の事業になります が、その打ち合わせに来月3月2日に3名ほど、 こちらにお邪魔したいと伺っておりますので宜し くお願い致します。

外来卓話

郡上市消防本部警防指令課 河合 晃様



皆さん、こんにちは。私、郡上 市消防本部警防指令課で課長を しております河合と申します。今 日は、消防総務課の島尻と参りま

した。少しお時間を頂きますが、お付き合いを宜 しくお願いします。どんな話をしようかと思って 色々考えてきましたが、皆さん方に少しでも興味 を持って頂けるかなと思って、このようなベスト も着てきました。ご存知の通りドローンです。無 人航空機と言って、これからの産業を担っていく であろう分野だと思います。今日は実際にドロー



ンを持ってきました ので、少しお話をさ せて頂きます。

消防本部で、よう やくこのドローン1 機を購入して頂くこ

とができました。予算的には40万円くらいするも ので、決して玩具の部類ではありません。令和3 年8月に導入して、私共の方で操縦マニュアルを 作成して運用を開始させて頂きました。郡上には まだこれ1機しかございません。これは、ランデ ブーポイントといって、このドローンを飛ばす時 に必ず必要なマークです。Hマークの付いた飛行 のヘリポートで、ここでドローンを設置して飛ば します。この機体につきましては、DJIという 中国の企業のもので、マビック2エンタープライ ズズームというものです。既にカメラを装着して ランデブーポイントに待機しています。今皆さん に見て頂いている映像は、先日、ちょうど雪が降 った時に、お城山の景色を撮ってこようという話 になり撮影してきました。結構綺麗に撮れている のではないでしょうか。上にドローンを飛ばして、 適当な所でシャッターを押すと、このような写真 が撮れます。もちろん動画も撮れますので、操縦 を上手にしながら色々な動画撮影ができます。こ れからの郡上市の観光 PR に、こういったものを繋 げていけばどうかなと、勝手に考えております。 動画を再生してみます。雪が降っていますが、こ のドローンは防水性能がありませんので、操縦士 に、早く上げてお城を撮影するように指示をして 動画を撮影しました。防水性能を持ったドローン もありますが、やはりそれなりに高額なものにな りますので、当本部のものは防水性能がありませ ん。それから、このドローンですが、上空 150m ま でしか上昇することができません。これは、そう いう規制になっております。映像を見ると飛ばし ている位置から 150m 以上ありますが、これは、山 の地表面から 150m ということになりますので、こ のくらいは上昇できると思います。意外とこうい う雪の季節のお城山も、捨てたものじゃないなと

いうことを思います。ちょっとまだ操縦士が不慣れなもので、滑らかな映像になっておりませんが、 上手な操縦士は上手くズーム機能を使いながら撮 影されます。

現在、郡上市消防本部には、ドローンの操縦ライセンスを持った職員が、私を含めて9名おります。ドローンを飛ばす時は、9名のうちの必ず2人以上がペアで飛ばすといった体制で活動しています。せっかくなので、この場所でドローンを飛行させてみたいと思います。



このようにドローンを飛ばして、要救助者に対して声掛けもできます。ですから、場合によっては怪我などの有無を離れた位置から確認することができます。見て頂いたように、今ドローンの頭にスピーカーが付いています。あと、アタッチメントで、このスピーカーをフラッシュに替えて取り付けることができます。

それから、令和3年8月から今日までに、6回 ほど現場に出動させて頂きました。その中で、火 災現場の写真を上から撮る、原因調査に出動しま した。火災の原因調査につきましては、上から写 真を撮って、その写真を CAD に読み込みます。そ してポイントを取っていくと、燃えた面積が数字 で分かります。山火事や原野の火災、もしくは建 物が燃えた時などにつきましては、平米数を算定 する上ではとても有効ということで、色々と研究 しながらやっています。また、最近ですと亀尾島 でお年寄りが行方不明になって、未だに見つかっ ていませんが、その時も私と島尻で2日間行かせ て頂いて上から捜索をしました。残念ながら発見 には至りませんでしたが、そういった活動もして おります。また、稲成で川流れがあって1名の方 がお亡くなりになりましたが、その時も2日目に 行って上から捜索しました。この時は、ドローン を飛ばした下のところから見つかったのですが、 木が邪魔してその下を見ることができず、上から の発見には至りませんでした。これからは、いろ んな現場でこのドローンを活用しながら消防活動 を行っていきたいと思っています。もう一つ、雪 山でも去年、バックカントリーで道に迷ったとい うことで、2日続けて同じ場所での救助要請があ りました。こういった時にも、勤務に支障がない 範囲ですぐに職員が行けば、ドローンを活用して いけるのではないかと思います。そういったとこ ろを考えながら、ドローンの活用についてはこれ からもっと進めていきたいと考えております。

先ほど、消防職員で9名の操縦士がいるとお話 をさせて頂きましたが、市の職員でも一緒の講習 を受けて頂いて、6名の方がライセンスを持って おります。ドローンは消防本部に置いてあります が、市の方にもドローンの貸出をさせて頂いて、 有効に活用していきたいと思っております。

このドローンですが、昨年の6月に法改正があ りまして、100g以上の機体については届出及び登 録の義務が生じております。この規制は、以前か ら河川敷でラジコンのヘリコプターや飛行機を遊 びで飛ばしていた方達にとっては非常に迷惑な話 で、規制が本当に厳しくなっております。ドロー ンを悪用して使おうと思えば、爆撃機のようにも 使えますので、使い方によっては非常に危険なも のだと言えます。参考までにポスターを持ってき ましたが、飛行禁止空域というのが決まっており まして、空港周辺、150m以上の上空はダメです。 もう一つ、人口集中地区ですが、岐阜県だと岐阜 市の市街しか該当地域はありません。ただ、この 飛行禁止空域についても、地方航空局長の許可を 受ければよいと書いてあります。この辺だと、大 阪航空局長に書類を出して、許可が下りれば飛ば せます。でも、その許可が下りるまでに1週間以 上かかるので、事前の申請が必要となります。そ れから、飛行の方法にも規制があり、夜間はダメ です。目視の範囲外の飛行もダメです。目視の範 囲内というのは、ドローンは持っている操縦器を 見ながら飛ばすことができますが、これは目視外 になるので、必ず自分の目でドローンを見ながら 飛行させるということです。それから、近距離の 飛行で、30m未満に物があってはいけません。要 は、原っぱで飛ばしなさいということです。他に も、催し場所での飛行、危険物の輸送、物件投下 も禁止になっていますが、これも地方航空局長の、 今度は承認があれば飛ばすことができます。こち らについては、割と承認が下りやすいです。郡上 市消防本部では、今日持ってきた機体については 既に機体の登録はしてありますし、操縦者につい ても登録がしてあり、ドローンを飛ばすのは緊急 時としております。この機体については車と一緒 で、登録すると番号がもらえ、機体に番号を記載 しないといけません。これからの機体は、機体自 体にそのシリアルナンバーが入ってきます。今は そういった機体はありませんが、これからは機体 に番号が入ったものを購入し、後は届出をするだ けになります。操縦者についても車の運転免許証 と一緒で、免許制度に変わってきます。ある年数 が経つと更新することになり、非常に厳しい規制 になっていきます。こういった規制をクリアしな がら、安全に飛ばすということです。やはり空を 飛ぶものなので、場合によっては落ちることもあ ります。もしも落ちた時、物を壊したり人を傷つ けたりした時のために、保険等にも加入しなけれ ばなりません。

あと、このドローンがどのくらい飛ぶかという ことですが、このドローンと操縦器で通信してい

ます。仕様書では 4~5 k m離れていても飛ぶと書 いてあります。実際にドローンを飛ばしてみると、 直線距離で見通しの良い4~5kmなので、その間 に障害となる木や建物などがあると、電波障害が 起きて飛行ができなくなります。ただ、今はこう いったドローンはGPSを使って飛ぶこともでき ます。地点を緯度経度でとってプログラミングで 飛ぶという飛行であれば、ある程度広い範囲を飛 行できます。今、消防本部で想定しているもので すが、送信機があってパソコンなどに繋げながら、 このパソコンとスマホをデザリングして、スマホ からインターネット経由でデーターを送るという ようなことができるんじゃないかと思ってやりつ つあります。ですが、携帯電話を使って電波を飛 ばすと、映像が途切れ途切れになり、データー通 信の関係でデーターが追い付いてきません。です から、そういうところもスペックを上げていかな いといけないと思っています。

消防は、これからもっともっとこういった機器 を活用しながら、人命救助や市民の皆さんのため に一生懸命頑張っていきたいと思っていますので 今後ともご指導を宜しくお願い致します。